

栃木市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和2年7月2日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年4月15日から令和2年5月26日まで
- 3 監査の対象 総合政策部  
総合政策課 秘書課 シティプロモーション課  
蔵の街課 渡良瀬遊水地課 スポーツ連携室  
地域づくり推進課 大平地域づくり推進課  
藤岡地域づくり推進課 都賀地域づくり推進課  
西方地域づくり推進課 岩舟地域づくり推進課
- 4 監査の着眼点
  - (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
  - (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
  - (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
  - (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
  - (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
  - (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統

一的な基準を検討しているか。

## 5 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 総括

1から5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

### (2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

### (3) 指導事項

#### ア 予算の執行について

歳出予算の執行については、地方自治法及び同施行令の規定により予算科目に従って執行しなければならないが、栃木市財務規則の規定により備品購入費で支出すべき物品の購入について、消耗品費で支出しており、適正な予算の執行とは認められない。

(大平地域づくり推進課)

#### イ 契約事務について

業務委託契約書について、委託料を訂正している状況が見受けられた。契約条項のうち契約金額等の重要事項を訂正することは好ましくなく、適切な事務手続とは認められない。

(地域づくり推進課)

#### ウ 現金取扱事務について

まちづくり実働組織の自治会会費について、各自治会からの会費を窓口で預かり、後日まちづくり実働組織に引き渡している。この現金取扱事務に関する帳簿類は、会費の受付簿だけで、引き渡した日付、金額、相手方等が確認できる帳簿類は備えておらず、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているとは認められない。

(都賀地域づくり推進課)

以上の3項目について、措置状況の報告を求めらるので、改善のための措置（再発防止策を含む）を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口

頭で注意した。

(4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。